

「御国廻御行程記」とその異本について

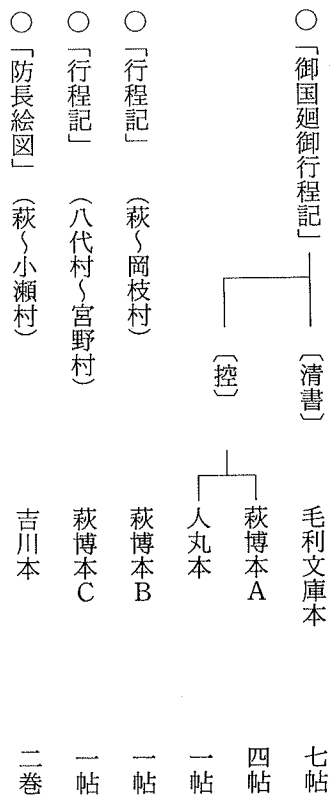
山 田 稔

山口県文書館が架蔵する毛利家文庫の中に、萩藩主の初入国行事の一つである「御国廻り」(領国内巡視)の道中絵図「御国廻御行程記」七帖^①がある。本図には、萩唐樋札場を起点に防長両国の外周を一巡する行程が、街道沿線の自然景観や集落景観、諸処の由来書等とともに色鮮やかに描かれている。内容には、交通関係を始めた様々な歴史情報が含まれるため、単なる道中絵図にとどまらず歴史資料としての価値は高い。

本図の表現方法は、街道を画面の中心に据え、常に進行方向の左側高所から右前方を俯瞰した斜景描写である。一方、同じ藩政期の道中絵図に、萩藩主の参勤交代路(萩→江戸)を描いた「行程記」二五帖^②がある。本図は往復路表現であるために、沿線の風景が街道を中心にして左右(画面では上下)対象に描かれている。この点で、両図の描写方法は基本的に異なっている。

ところで、「御国廻御行程記」には、いくつかの異本^③が所在することが知られている。その異本とは、現在、萩市郷土博物館、油谷町・八幡人丸神社、岩国市・吉川史料館に所蔵されるもので、いずれの描写方法も「御国廻御行程記」と同様の斜景描写である。

これら諸本の内容は、故山本正大氏を始めとする先行研究⁽¹⁾によって明らかになっているが、個々の具体的な書誌事項は、これまでまとまって紹介されていなかった。筆者は、このたび幸いにも諸本全てを熟覧する機会を得たので、以下にその書誌事項を紹介し、相互比較からみた諸本の特徴をまとめてみることにした。なお、記述に際しては諸本の名称に以下の略称を用いた。毛利家文庫本＝毛利文庫本、萩市郷土博物館本＝萩博本（但し同本は三系統に分かれるため各々A・B・Cを付け加えた）、八幡人丸神社本＝人丸本、吉川史料館本＝吉川本。さて、「御国廻御行程記」とその異本は、従来の研究成果をまとめると次の系統に分かれる。



この系統図に基づいて、諸本の項目別特徴を一覧表化したのが表1である。また、諸本に描かれるルートを図15に、各ルート⁽²⁾の通過村名は表2にまとめた。このほか、必要に応じて表3・4の比較表を作成した（図表は全て稿末に別掲）。以下、これらの図表を参照しながら、諸本の特徴を記してみたい。

1 毛利文庫本

紙本着色。折本装。全七帖。外題「御国廻御行程記」。萩藩主の御国廻りの全行程を七巻に分け、各巻の首尾には、他巻との接続箇所を示した相紋が付けられている。行程の詳細は表2のとおりである。但し、本ルートは藩主の御国廻りという性格上、必ずしも本街道を通行していない点に注意する必要がある。すなわち長門部の川棚湯町、阿川、瀬戸崎は、いずれも本街道（赤間関街道北浦道筋・同北道筋）からの迂回路である。

街道沿線の建物・施設は手書きと記号印を併用して表示されている。また、諸処の由来書等が貼紙と朱色の引出し線を用いて示される。本稿の冒頭で述べたように、描写方法は街道を画面の中心に据え、進行方向に対して左側高所から右側前方への俯瞰描写であるため、防長両国外縁を一巡するルートの常に外側から内側（海岸部では海側から陸側）を俯瞰した形になっている。

本図には街道沿線の寺社の縁起・由来等を記した「寺社旧記」全七冊⁽³⁾が備わる。これは寺社ごとに「いろは」文字の相紋が割り当てられていて、図中の相紋と対応するようになっている。

図中に作成年・作成者の記入はないが、関連する「寺社旧記」の完成が寛保二年（一七四二）であることと、後述する「御国廻御行程記」の控である人丸本の奥書から、本図も寛保二年に萩藩絵図方馬喜惣太、岩崎四郎兵衛によって作成されたと考えられている。

2 萩博本（A・B・C）・人丸本

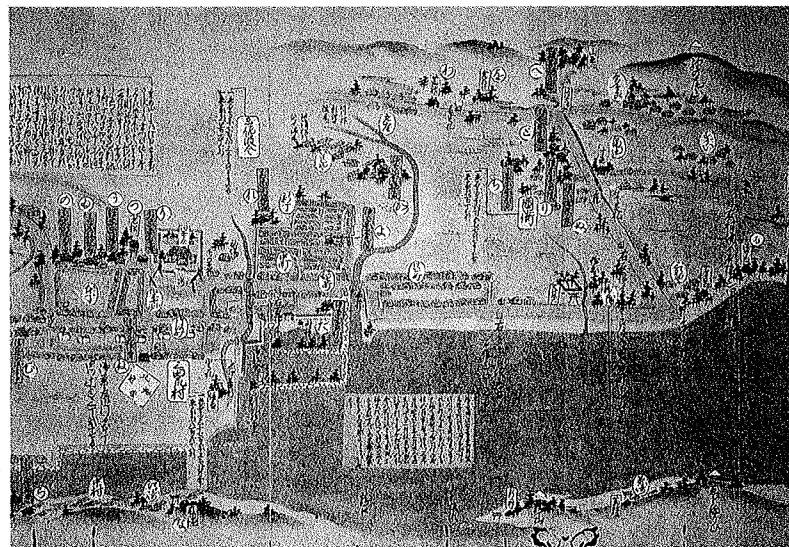


図1 「御国廻御行程記」(毛利文庫本・部分)

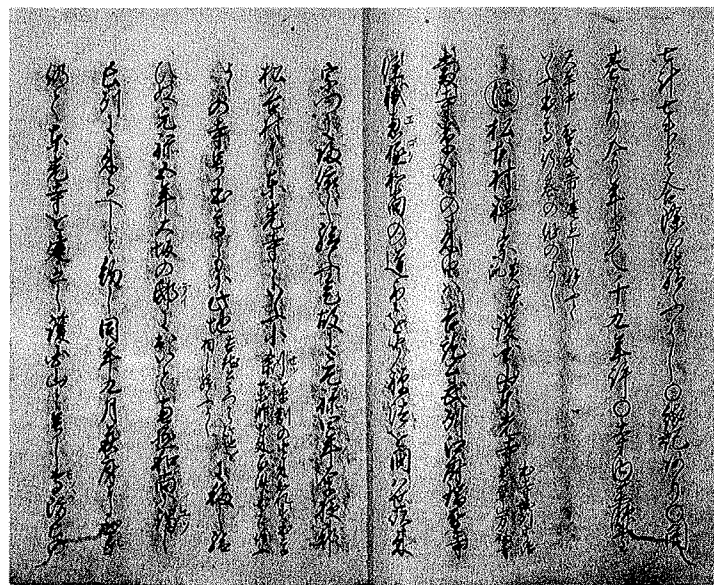


図2 「寺社旧記」(毛利家文庫・社寺)

これらは全て旧萩町（市）立明倫図書館所蔵本である。明治四三年（一九一〇）八月明倫尋常高等小学校内に図書館が設置され私立明倫文庫と称された。この明倫文庫が、翌年私立明倫図書館と改称され、さらに翌年萩町に移管されて町立明倫図書館となったものである。^(?)現在、萩市郷土博物館に計六帖が伝わっているが、これらの巻首・尾には「萩町（市）立明倫図書館蔵」の蔵書印が押されている。往時は七帖であったが、同博物館に移管された時にはすでに一帖が流出していた。この流出本が丸本である。

外題箋には「行程記」の表題とともに記載区間・巻次が示される。但し、この外題箋は後補である。六帖の内、巻二〜巻五（萩博本A）の四帖が毛利文庫本と同内容で、巻一（萩博本B）と巻六（萩博本C）は各々別ルートを描いたものである。

（1）萩博本A

紙本着色。折本装。計四帖。毛利文庫本と萩博本Aの巻次構成を対照すれば次のとおりで、当該本の場合、毛利文庫本に該当する全てが伝わっておらず、かつ巻次に若干の混乱が生じている。

【毛利文庫本】

巻一（萩〜下田万）

巻二（下田万〜野坂）

巻三（徳佐〜亀尾川）

巻四（山代本郷〜小瀬川）

【萩博本A】

※（一）内は外題に示される区間

巻三（川島庄〜田万崎村仏坂）

巻二（田万川〜石州境野坂）

× 巻四（玖珂本郷〜小瀬村）

「御国廻御行程記」とその異本について（山田）

卷五（関戸〜大崎）	↓	卷五（玖珂郡岩国村〜佐波郡大崎村）
卷六（大崎村〜赤間関）	⋮	×
卷七（幡生村〜萩）	↑	（卷七 人丸本）

萩博本Aと毛利文庫本は同内容であるが、全体的な仕上りに於いて精粗の差は顕著である。また、表1に示したとおり、寺院名枠内の彩色や建物表示法などが異なっているほか、凡例表示に大きな違いが見られる。すなわち、毛利文庫本では卷一〜七の各巻頭に凡例が示されるのに対して、当該本では卷三の巻頭に示されるのみである。この巻三の凡例の末尾には「右之通清書巻別違ひ有之ニ付其巻ニて有之類之相紋整候事」との墨書がある。

諸本の凡例の記載項目を比較したのが表3である。この表から、前記墨書が示すとおり、毛利文庫本は各巻ごとの凡例が区々であり、当該巻三の凡例（「目録」）は行程記全体の凡例として、概ね各巻に共通する事項をまとめたものであることが良く窺える。したがって、同凡例には巻三の収載区間に直接関係しない岩国・徳山・清末・長府領関係の項目も含まれている。

本図にも「寺社旧記相紋」が記入される。但し「寺社旧記」は備わっていない。図中の相紋を毛利文庫本と比較してみると、当該本巻三では一致するが、同巻二の巻頭でずれ出している。その後再び一致するように修正されているが、同巻四・五に至っては全てずれが生じている。このように、本図の寺社旧記相紋は完全な形になっていない。

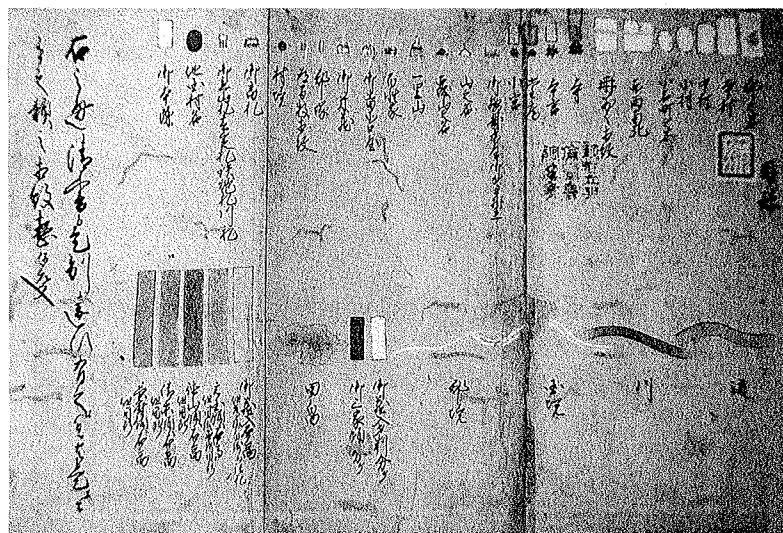


図3 萩博本A巻三の凡例部分

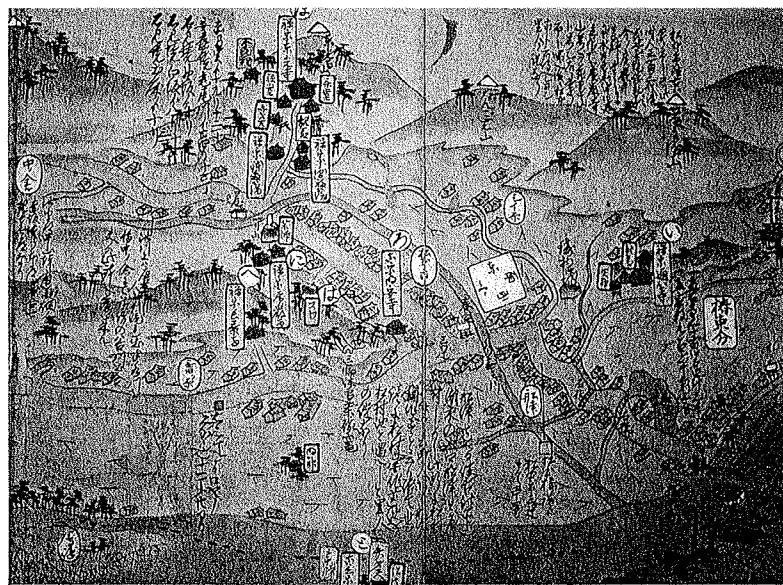


図4 萩博本A（部分）

（2）人丸本

紙本着色。折本装。一帖。内容は毛利文庫本の巻七に該当する。本図は故山本正大氏が指摘されたとおり、旧明倫図書館からの流出本である。流出の経緯は分からないが、嘗て八幡人丸神社に出仕していたことのある元宮崎宮権禰宜米田政吉氏が、昭和四二年五月に福岡市箱崎の古書肆で当該本を発見し、同氏の斡旋で八幡人丸神社の所蔵に至ったものという。この経緯は、同氏の新聞記事「珍本発見次第『御国廻御行程記』のこと」（『神社新報』第一〇二五号）に詳しく紹介されている。

本図は萩博本Aと同様に仕立てられている。但し、巻末に近い阿武郡山田村から終点の萩唐樋札場迄の区間（七折分）は、幾分丁寧に仕上げられている。神社旧記相紋も付されているが、豊浦郡吉見村部分に「ほへと相紋落字ニ付如此記之」と記した付箋があり、この箇所以降巻末まで毛利文庫本と相紋がずれている。

巻末には「御国廻御行程記此折七巻諸郡廻り調之／寛保式戌九月／行程図筆者有馬喜惣太／由来書筆者岩崎四郎兵衛」との墨書貼紙があり、制作年月と筆者が知れる。本稿で取り上げた諸本の中で制作年・制作者が明記されているのは本図のみである。

この墨書と前述の萩博本A巻三凡例中の墨書「右之通清書巻別違ひ有之二付其巻ニて有之類之相紋整候事」は本来一連のものであり、これから、毛利文庫本が清書、旧明倫図書館本（萩博本A十人丸本）がその控であることが判明する。但し、内容から見て本図の性格は下絵と考えられる。例えば大津郡瀬戸崎において、清書では海路が未記入であるのに対して、控本では海路が詳細に記入されていることなど、記入内容に若干の違いが見られることが一つの証左となろう。ちなみに、全体の折数を比較すれば、毛利文庫本巻七の一三二折^⑩に対して人丸本は一三七折

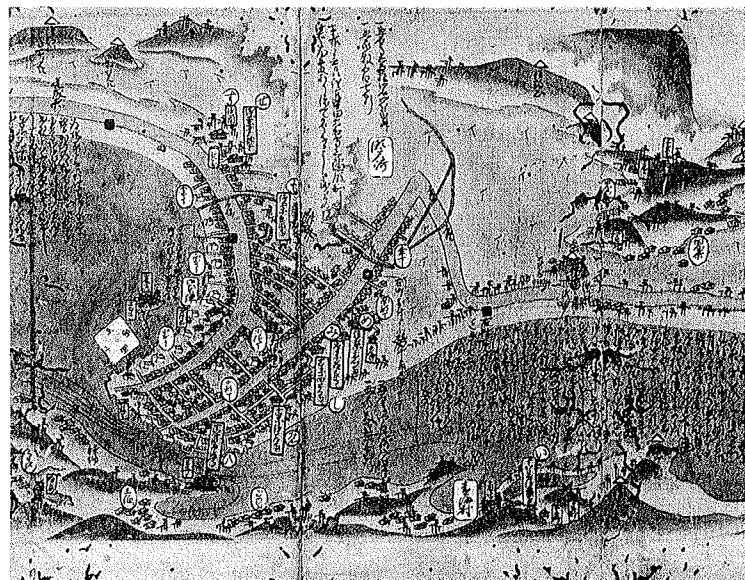


図5 人丸本（部分）

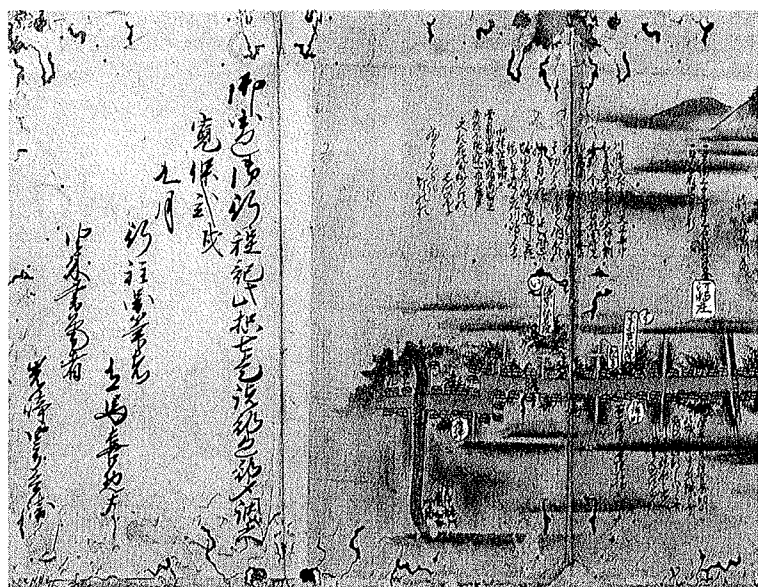


図6 人丸本の奥書部分

「御国廻御行程記」とその異本について（山田）
で、仕上り寸法にも若干の違いが見られる。

（3）萩博本B

紙本着色。折本装。一帖。折数七一。他の旧明倫図書館所蔵本と同様の装丁であるが、内容は御国廻りルートとは別の萩・豊浦郡岡枝村（岡枝村の内西中山村）区間を描いたものである。行程の詳細は表2のとおり。描写方法は毛利文庫本と同様で、萩唐樋札場を起点に長門俵山村を経由して岡枝村に向かう形となっている。

本図と毛利文庫本に描かれるルートは、萩唐樋札場・長門正明市部分で重複するが、互いに進行方向は異なっている。すなわち、毛利文庫本では日本海側を画面の下部に据えた構図（南が上）となり、反対に本図は日本海側を画面の上部に据えた構図（北が上）となっている。

本図に描かれるルートは、いわゆる赤間関街道北道筋である。御国廻りルートである毛利文庫本は、瀬戸崎を経由して進むが、本図は北道筋の本往還を進むため同所を経由しない。このほか、ルートの違いに関して言えば、俵山村において、本街道は同村木津の三辻を右手に分かれて湯町を経由して地吉村へ出るが、本図は三辻を直進し、湯町を経由せずに地吉村に出ている。¹¹

由来書は、毛利文庫本と同じく貼紙を基本とする。寺院名枠内の彩色が黄色である点で毛利文庫本と異なる。

さらに画面を詳細に点検すれば、深川村上郷付近を境目に記号様式が若干変更されていることに気づく。民家印の屋根の向きが反対になり、東西南北の方位文字も手書きから印字に変わっている。このことから、制作担当者が複数に及ぶことも想定される。寺院では、湯本の大寧寺が一際大きく描かれているのが印象的である。なお、若干

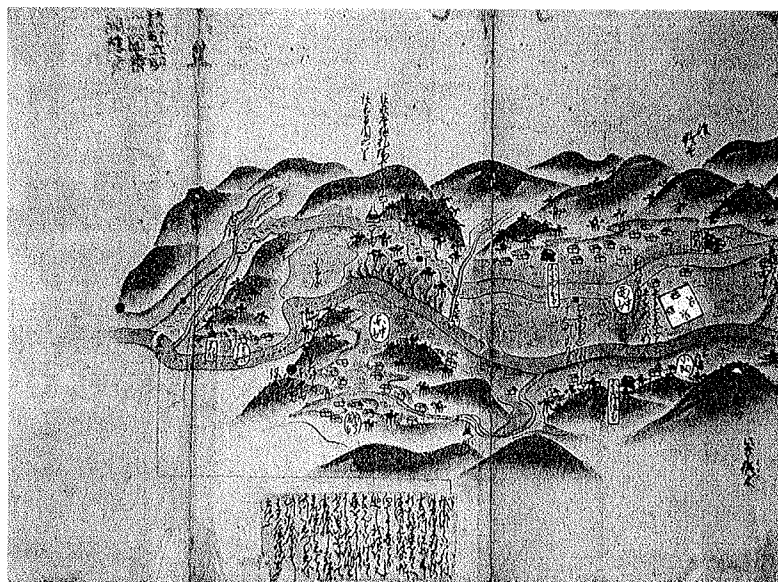


図7 萩博本B（巻末部分）



図8 萩博本B（深川村・大寧寺周辺）

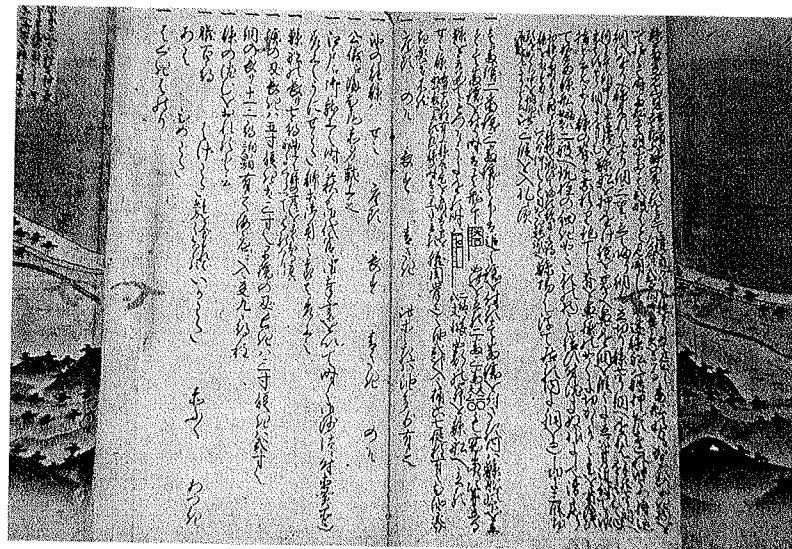


図9 萩博本Bに見られる由来書挿入部分

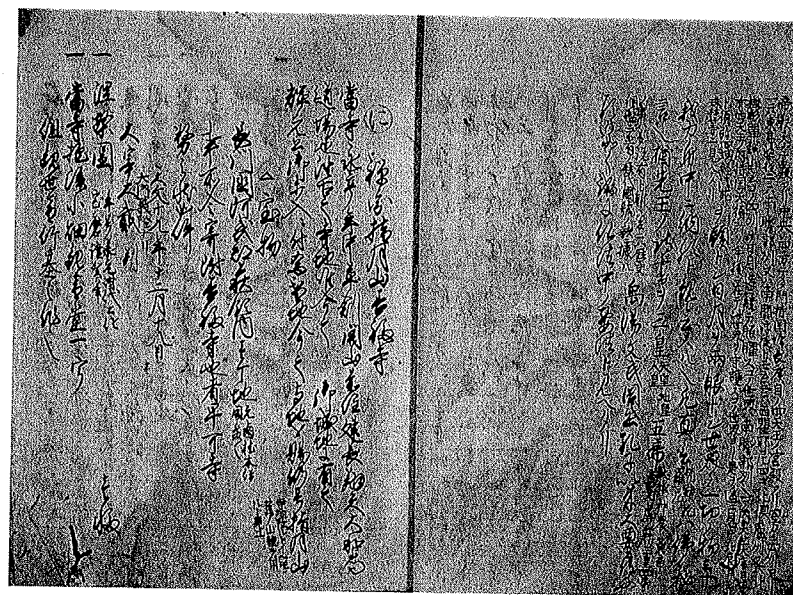


図10 「寺社旧記」（県庁伝来旧藩記録）

の記入漏れや半途の箇所も見受けられる。

このほか、絵巻物の詞書の如く、絵図を中断して全面に由来書を挿入している箇所がある。このように大胆に由来書を挿入する方法は、本図と後述する萩博本Cに見られる特徴である。

本図にも寺社旧記相紋が記入される。但し、御国廻りとはルートが異なるため、相紋も独自に付けられている。この相紋に合致する「寺社旧記」が、県庁伝来旧藩記録¹²（山口県文書館蔵）中に架蔵されている。本書は上・中・下三冊からなるが、中巻に外題箋「寺社旧記 自椿西分松雲院至三隅明峰寺 中」が残るのみで、他の二冊の外題箋は剥落している。本来、本図と新旧記は一体であるが、伝来過程で分かれたものであろう。

さて、同書上巻の巻頭には、次の序文が記されている。

行程記私叙 行程記也者指其図記与旧記也寺社旧記也者唯指此書也今序於其二者

世有典籍而後有撫民之法也若夫無典籍則賢聖之教豈得伝諸天下後世乎人坐而博知古今之変人物之用乾坤之廣方域之遠者亦獨斯功耳然戦国之世則四民不堪間暇而莫由於翫書契嗟夫成社稷靈区之記也則必治世之業乎如中国之太平御覽大明一統志本邦風土記神社考等也皆所以然也今也海内平定而举世呼萬歲嘉樂維極亦幸記社稷靈区之時也頃台命使著国都以至深川之記謹奉焉退思之雖有往歳攸著之表記未曾至十之二三而有取捨亦以新世之故且皆攷作之也尚以成不佞多日唯恐繁齟齬壬申十月欽書

冒頭の割書部分の記述から、この序文は「行程記」（萩博本B）と「寺社旧記」（県庁伝来旧藩記録）双方に關したものと知れる。序文の筆者は不明であるが、末尾には壬申十月に作成したことが明記されている。では、壬申年とはいつを指すのか。

さらに同書の本文末には次の記事がある。

右行程ハ萩ヨリ赤間関マテノ分也此内道伝并寺社仏閣旧記深川湯本迄此度相調之、残而旧記未相調分廉書左之通

（中略）

一同所引島并竹ノ子島六連島唐船打払ノ海上筑前

白島藍島長門蓋井島豊前筑前ノ海上凡境

（中略）

一赤間関亀山八幡

一同所阿弥陀寺

（中略）

一唐船打払之節諸所大筒場所

一右二付伊崎御屋敷御当家より建始

（以下略）

この冒頭部分から、本書が、萩から赤間関までの行程の内、深川湯本までの分を調えたものであることが判明する。この記事は前掲序文の内容にも対応している。実際、萩博本B図中と本書の相紋は、双方とも深川村の「④俊寛僧都之墓」で打ち切られている。

前掲記事には、湯本から赤間関までの未調製分の項目が列記されているが、この中の「伊崎御屋敷」に注目してみたい。「風土注進案」によれば、伊崎は往古長府領であったものを享保年中に替地して本藩領となり萩御役所が置

かれたと云う（この役所は宝暦十二年（一七六二）に桜山下に移転しており、これが維新当時まであった新地会所である）。その後宝暦十二年より明和五年（一七六八）にかけて大規模な開作が進められ、新地の町屋敷建設が図られている。^⑩伊崎御屋敷が果たしてどの時期の施設を指すものか判然としないが、唐船打ち払いに関連するとなれば享保年中まで遡ろう。この記述内容と「御国廻御行程記」の制作年（寛保二）を考え合わせると、前記の「壬申年」は宝暦二年（一七五二）ないしは文化九年（一八一二）のいずれかを指すものと考えられる。^⑪一方、当該図の記載内容を点検していくと深川村湯本に明和五年（一七六二）に建てられた御茶屋^⑫が描かれていることに気づく。以上のことから、前記「寺社旧記」の制作年（壬申年）は文化九年（一八一二）であり、当該図も同時期の制作と見てよからう。

かつて北川健氏は、図中の記事の時代範囲に注目され、①三隅村に見える給領主名「児玉主計」の名乗りが寛延元年（一七六三）七月以降。②同村給領主村上作兵衛が寛延三年（一七五〇）七月に病死。③椿西分で、延享四年（一七四七）に焼失した大照院の跡地に寛延三年五月に建立された天樹院が描かれていることから、本図の制作年を寛延三年五く七月と絞り込まれた。^⑬この北川氏の指摘と、前述した湯本御茶屋（明和五年設置）の記載を考え合わせると、本図には時期の異なる情報が盛り込まれていることになる。

この点に関して、当該「寺社旧記」の凡例中に次の記述がみえる。

一未熟の筆跡鹿毫一に非ず、且輯成するに余日なし、故に以前の

草稿^⑭を交ゆる事多し、深く不具を悲恐るゝ而已

ここに、内容は「以前の草稿を交えることが多い」と記されている。果して、本書（本図）は必ずしも制作時点

の最新情報で構成されていないのである。また、当該「寺社日記」の随所に、内容に関する注記や考察結果を記した朱書が見られる。なお、ルートの重複する萩・長門間の各寺院の由来書は、毛利家文庫本「寺社旧記」とこの県庁伝来旧藩記録本「寺社旧記」では、同じ寺院でも内容は同一ではない。

その他の特徴では、本ルートに交差しないしは接続する他ルートの「行程記」との接続を示す相紋が記入されていることが挙げられる。この相紋は、色分けされた四角枠内には文字で示されており、接続先についての注記がある。この相紋と注記内容は表4に示したとおりである。これらの注記から①玉江坂一里山②地吉大井手③大寧寺坪一里山④倭山木津⑤赤間関⑥山口道場門前⑦神田村肥中⑧城戸村西長野一里山⑨一の俣の四ルートの行程記が存在（もしくは計画段階）していたことがうかがわれる。これと同様の相紋は、後述する萩博本Cにも付けられている。

（4）萩博本C

紙本着色。折本装。一帖。折数七五。熊毛郡八代村・樋余地村境（樋余地坪）〜吉敷郡宮野村までを描く。行程の詳細は表2のとおり。但し冒頭の八代村と都濃郡中須村の途中にかけての彩色は半途である。八代村部分に「高森ヨリ此所迄三里之間いまだ調ず」と記した小紙片が貼付されていることから、本図は高森を起点としたものと知れる。一方、終点は、巻尾が欠失していて、図上では確認できない。ちなみに、防長両国の主要街道を記した史料に、正保国絵図の添帳である「周防国大道小道并灘道舟路之帳」¹⁸がある。この史料によれば、本ルートは、「山道并小道 周防高森より宮野え出ル」に該当することがわかる。また、「御国廻御行程記」には本ルートの分岐点が図示

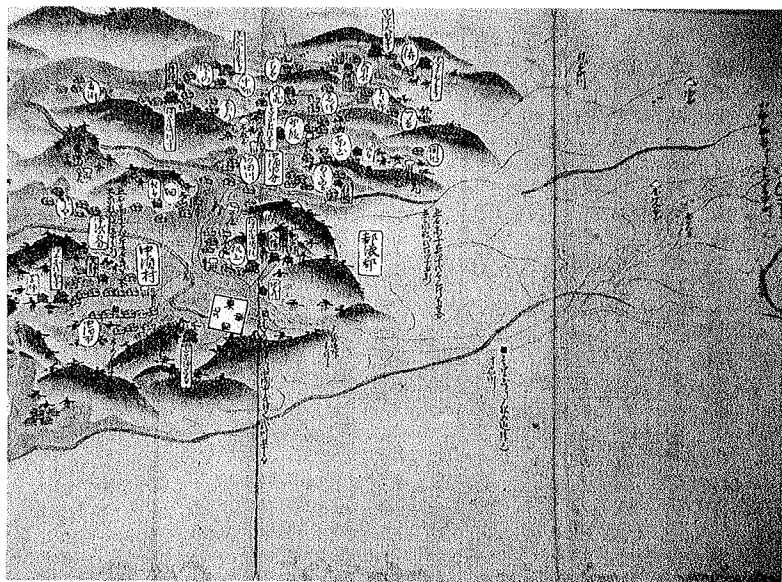


図11 萩博本C（巻頭部分・図中右半分が彩色半途）

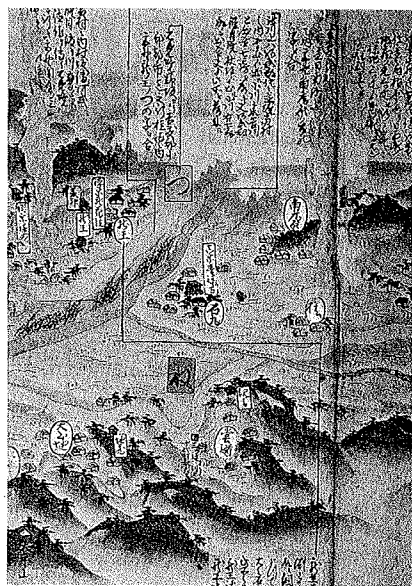


図12 萩博本C（他ルートとの接続を示した相紋部分）

（但し接続相紋はない）され、「此道高森宮ノ前ニ有之一里山ヲ請（中略）宮野ノ関屋ニ有之一里山迄」と注記されている。巻尾部分には虫損箇所や胡粉の剝落があつてやや見づらいが、宮野村関屋の一里塚が確認できることから、画面はほぼ終点まで遺つていとみてよい。

様式の特徴は表1に示したとおりであるが、須々万村と長穂村の境目付近において、萩博本Bと同様に、由来書が画面を大きく中断する格好で挿入されている。この由来書は九折分に及び、その冒頭には「須々万陶方御取相之事」と記され、毛利氏発給文書の写し等が記き上げられている。また、須々万村内には毛利氏の合戦跡を示す付箋がいくつか付けられており、これらは本図の制作理由や使途を考える手懸かりとなる。

本図の最大の特徴は、寺社旧記相紋が一切付されていない点にある。この理由は明らかではないが、これまでの例とは異なり、本図に関連した「寺社旧記」は未調製（ないしは調製予定）であつたとも考えられる。

さて、北川氏は本図の制作時期を、図中の記事のうち①長穂村「保禅寺」の寺名唱えが寛保三年（一七四三）二月であること、②須々万村の給領主名「堅田安房」の名乗りが延享三年（一七四六）であること、③中須村に見える「山代宰判」は延享四年（一七四七）二月迄で以後前山代・奥山代宰判に分かれること、から延享三年（一七四六）三月・同四年二月と推定された。本図の場合は、前項で述べた萩博本Bのように制作年代を示す史料が確認できないため、内容年代としての比定はともかく、制作年代は断定しがたい。

このほか萩博本Bと同様に、本ルートに交差しないしは接続する「行程記」との接続を示す相紋が記入されている。相紋と注記内容は表4に示したとおりである。この注記から①遠石・須々万宮ノ原②富田浦山・石見境小峯埜③富田市・米光④矢地・石見境川上埜⑤鹿野郷ノ川・右田⑥仁保ノ石坂・秋穂浦⑦石見境野坂・小郡都市の七ルートの行

程記が作成（もしくは計画段階）されていたことがうかがわれる。このことは、萩藩内の道路体系をうかがい知るのみならず、絵図方の事業展開を考える上で大変興味深い。ただし、相紋注記に示された各「行程記」についてはルートの起終点・接続先などの問題を含めて、その位置付けや相互関係等について、今後防長両国内の交通体系の全体的視野からさらに検討を加える必要がある。

3 吉川本

紙本着色。卷子装。上下二巻。両巻とも巻首部分を欠失しており、裏打ち補修の形で保存されている。したがって外題箋も無く、原表題を確認できない。吉川家資料目録では「防長絵図 上下」と記される。

他はすべて折本装であるのに対して、本図のみが卷子装である。折本装から卷子装へ改装した形跡はない。上巻に明木村新切・三田尻が、下巻に戸田村・小瀬村が描かれている。行程の詳細は図2のとおり。本来の掲載区間は萩から小瀬村までであり、上巻は萩唐樋札場・明木村間を、下巻は牟礼村・富海村間を欠失している。

本図のコースは「（山陽道）行程記」巻一・二（山口県文書館蔵）と同じである。但し、同行程記が往復路形式の描写であるのに対して、本図は一方への斜景描写である。両者の構図を詳細に比較してみると、本図は「（山陽道）行程記」で左右（上下）対称に描かれている景観を、そのまま一方俯瞰の形に描き直したものであることがわかる。但し、このことのみでは本図と「（山陽道）行程記」の作成順（成立関係）は判断し難い。

両図の記載内容に注目すると、例えば「（山陽道）行程記」では各村の惣高・家数が表記されないのに対して本図には記入があり、脇道の一里山や接続先が示されるなど、概して本図の方が由来書は豊富である。また、徳山村桜之馬

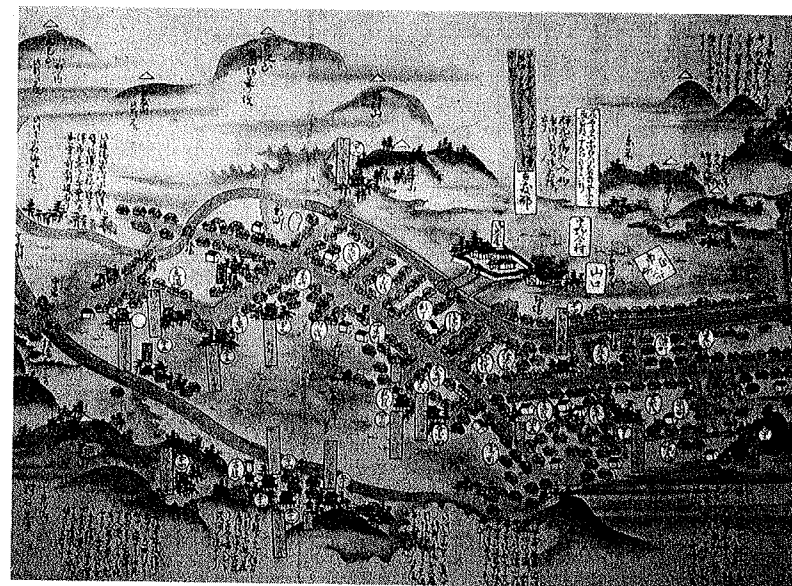


図13 吉川本（「防長絵図 上」・部分）

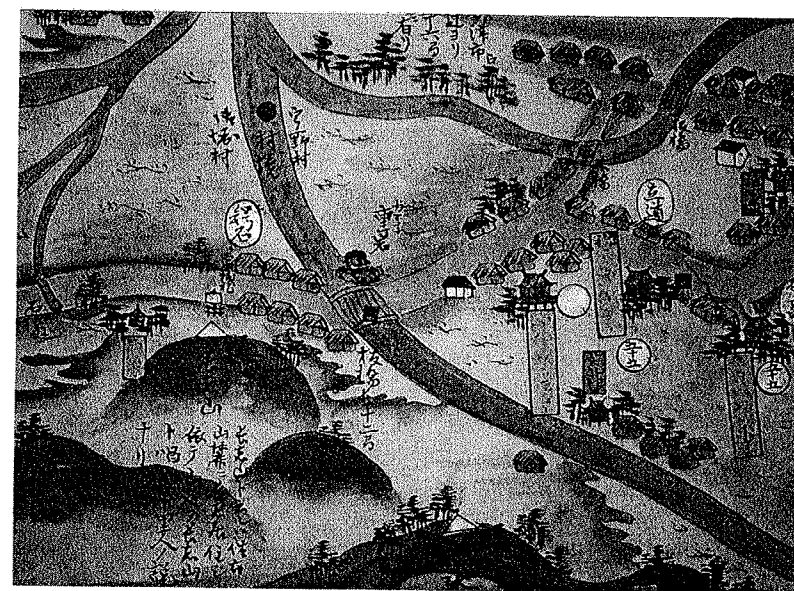


図14 吉川本（「防長絵図 上」、宇野令・重岩周辺）

場の「土手草色サイシキ落」、遠石村苗打松の「苗打マツサイシキヲチ」など、図中の数カ所に彩色や仕上げの不備を注記した付箋が貼られている点は、製作に関わる参考事項として興味深い。

このほか、図中記号の用例は他本に従っているものの、記号印の図柄が異なっている。樹木表示に記号印が使用されるのは本図のみである。寺社旧記相紋も付されているが、他本の相紋は全て「いろは」文字であるのに対して、この場合は漢数字が用いられている点で特異である。当然、本図に対応する「寺社旧記」が備わっていたと思われるが、その所在は確認できない。

図中に制作時期は明記されていないが、全体の仕上がりから見て、他本に対して比較的時期の下がるものとの印象を受ける。また、写本の可能性も皆無ではない。いずれにせよ本図の制作時期並びに「（山陽道）行程記」との成立関係については、今後の課題である。

本図の収蔵経緯は定かではないが、山陽道を描くため岩国城下は通過せず、城下が遠景にも描かれないこと、並びに進行方向が萩を起点にしていることなどから判断して、吉川家で独自に作成されたものとは見なし難い。

〔付記〕本稿の作成にあたって、次の方々に御教示御高配を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げたい。

萩市郷土博物館長近藤隆彦氏、同館副館長樋口尚樹氏、八幡人丸神社禰宜高山道子氏、山口大学講師北川健氏、油谷町文化財審議会長前田勲氏、吉川史料館学芸員島崎陽子氏、同館学芸員原田史子氏

註

- (1) 毛利家文庫・地誌五七番。
- (2) 毛利家文庫・地誌四一番。
- (3) このほか「芸州吉田行程記」（山口県文書館蔵・福尾猛市郎氏収集文書二二番）がある。本図については別稿で紹介したい。
なお、山口県立山口博物館には、旧明倫図書館本の写本二帖（岩国城下、久米村く大崎村間および凡例・奥書部分の抜粋）がある。ただし、これは同館の前身山口県立教育博物館時代からの所蔵品で、戦前期の模写本である。
- (4) 山本正大「有馬喜惣太とその周辺」（『史都萩』第三〇・三二号、昭和四八年十二月）、同「萩藩主の御国廻り行事について」（『史都萩』第三二号、昭和五〇年三月）、三浦肇・川村博忠「防長の古地図」（山口県立山口博物館企画展図録、昭和五九年七月）、広田暢久「長州藩歴史編纂事業史（其の四）」（『山口県文書館研究紀要』第二二号、昭和六〇年三月）。なお、「行程記」については、川村博忠「近世道中絵図『行程記』の内容と成立時期」（『山口県地方史研究』第五五号、昭和六一年六月）がある。
- (5) 『歴史の道調査報告書赤間関街道』（山口県教育委員会、平成八年三月）を参照。
- (6) 毛利家文庫・社寺一二〇番。
- (7) 『萩市史第二巻』（萩市、平成元年三月）。同書二八八頁「明倫文庫」の項参照。
- (8) 前掲註（4）山本論文。
- (9) 八幡人丸神社高山道子氏より拝受した同新聞記事の切抜きコピーによる。
- (10) 人丸本には凡例部分がないため、比較上、毛利文庫本の凡例部分一折を除いた数値。
- (11) 川村博忠「地図・絵図に読む赤間関街道」（前掲註（5）『歴史の道調査報告書赤間関街道』所収）。
- (12) 県庁伝来旧藩記録九二三～九一五番。
- (13) 『下関市史 藩制―明治前期』（下関市市史編集委員会、昭和三年三月）、『関の町誌 下』（郷土史研究会、昭和十五年七月）。
- (14) 明治五年も壬申年であるが、本書の表紙に文書点検の際とみ

- られる小紙片（印字「嘉永二改」）が貼付されることや絵図方が明治元年十一月に廃止されていることから該当しないと判断した。
- (15) 『毛利十一代史第七冊』（名著出版、昭和四十七年七月）『山口県文化史年表』（山口県編、昭和四三年三月）。
- (16) 平成四年六月、第七五回山口県地方史研究大会での同氏の口頭発表「萩藩まぼろしの『行程記』絵図群―藩内主要路の体系と絵図方事業の展開―」並びに同レジュメによる。
- (17) 「以前の草稿」が、この「寺社旧記」の草稿を指すのものとすれば制作着手時期は文化九年より遡ることになる。なお、当該「寺社旧記」の序・凡例・本文の料紙に後補、挿入の形跡は認められない。

- (18) 毛利家文庫・絵図二三八番。
- (19) 前掲註（16）。
- (20) 『吉川家歴史資料目録』（山口県教育委員会、昭和五九年三月）参照。
- (21) 前掲註（2）のうち、萩く小瀬川部分。二帖。

表1 書誌事項項目別比較表

項 目	毛利文庫本	萩博本 A	人 丸 本
所 蔵 先	山口県文書館	萩市郷土博物館	油谷町・八幡人丸神社
外 題	「御国廻御行程記（以下帖数・区間表記省略）」	「行程記（以下帖数・区間表記省略）」	×（剝落）
法 量	表紙 27.8×14.8cm	表紙 27.9×14.0cm	表紙 27.5×14.0cm
員 数	7 帖	4 帖	1 帖
折 数	（巻7・133折）	（未計測）	137折
装 丁	折本装	折本装	折本装
掲載区間	①萩～下田万 ②下田万～野坂 ③徳佐市～亀尾川 ④山代本郷～小瀬川 ⑤関戸～大崎 ⑥大崎村～赤間関 ⑦幡生村～萩	③川島庄～田万崎村仏坂 ②田万川～石州境野坂 ④玖珂郡本郷村～小瀬村 ⑤玖珂郡岩国村～佐波郡大崎村	豊浦郡掠野村～阿武郡川島庄
凡 例	各帖巻首にあり	巻3の巻首のみにあり	×
建物表示	記号印と手書き混在。	一里山のみ記号印で、大半は手書き。	一里山のみ記号印で大半は手書き。但し、山田村～河島庄区間は全て記号印。
自然描写	全体的に詳細。	全体的に粗描。さらに帖ごとに精粗の差がある。	全体的に粗描。特に樹木描写が簡略化。但し巻尾の山田村～川島庄区間は詳細。
由 来 書	貼紙方式。朱色引出し線。	画面上に直接書き込み。一部貼紙方式。部分的に引出し線。	画面上に直接書き込み。一部貼紙方式。引出し線なし。
彩 色	寺院名表示枠内緑色 神社名 〃 桃色	寺院名表示枠内黄色 神社名 〃 桃色	寺院名表示枠内黄色 神社名 〃 桃色
寺社旧記	全7冊（毛利家文庫・社寺）	×	×
相 紋	寺社旧記相紋あり （相紋はひらがな）	寺社旧記相紋あり （相紋はひらがな）	寺社旧記相紋あり。吉見村部分に「ほ、へ、と相紋落字ニ付如此記之」との墨書付箋あり。これ以降川島庄まで毛利家本と符号がずれている。
奥 書 等	×	巻3巻頭凡例末に「右之通清書巻別違ひ有之ニ付其巻にて有之類之相紋整候事」と墨書あり。	末尾に墨書貼紙「御国廻御行程記此扱七巻諸郡廻郡ノ調之／寛保式戌九月／行程図筆者 有馬喜惣太／由来書筆者 岩崎四郎兵衛」
そ の 他	映入り（後補）	木箱入り（後補）	長府藩領（白点線）と本藩領（朱点線）、村境域（朱点線）の表示あり。

※掲載区間欄の①②等は、外題に示された巻数を表している。

※表紙寸法のうち、毛利文庫本と萩博本Aは初巻の計測値。

萩博本 B	萩博本 C	吉 川 本
萩市郷土博物館	萩市郷土博物館	岩国市・吉川史料館
「行程記 従河嶋庄至岡枝村七冊之内一」（後補）	「行程記 従熊毛郡八代村至吉敷郡宮野村 七冊之内六」（後補）	× （吉川家目録表題「防長絵図上・下」）
表紙 27.6×14.0cm	表紙 27.4×14.0cm	天地28.6cm
1 帖	1 帖	2 巻
71折	75折	—
折本装	折本装	卷子装
①阿武郡川島庄～豊浦郡岡枝村（西中山）	⑥熊毛郡八代村～吉敷郡宮野村	①阿武郡明木村（鉦切）～佐波郡三田尻村 ②都濃郡戸田村～玖珂郡小瀬村
×	×	両巻とも巻首欠損のため不明
全て記号印。	全て記号印。	全て記号印。
全体的に詳細。	全体的に詳細。	樹木表示が記号印と手書き混在。
貼紙方式。朱色引出し線。	貼紙方式。朱色引出し線。	画面上に直接書き込み。大半は朱色引出し線なし。
寺院名表示枠内黄色 神社名 〃 桃色	寺院名表示枠内黄色（白色） 神社名 〃 桃色	寺院名表示枠内萌葱色 神社名 〃 桃色
全3冊（県庁伝来旧藩記録）	×	×
寺社旧記相紋あり （相紋はひらがな）	寺社旧記相紋あり （相紋はひらがな）	寺社旧記相紋あり （但し相紋は漢数字）
×	×	×
木箱入り（後補。萩博本Aと同一箱。）		巻首破損後に裏打ち補修。表紙見返し等は施されず。折本へ改装の形跡なし。

表2 諸本の通過村名一覧

※通過村名は図中の表記によるもの。※毛利文庫本の○内数字は巻数、相紋の〔 〕内は図中の注記。

1 毛利文庫本（「御国廻御行程記」）

- ①（阿武郡）川島庄→椿東分→大井村→奈古村→木与村→宇田村→惣合村→須佐村→江崎村→下田万村→（仏坂峠）

↓ *相紋〔此所ヨリ上田万え行道相紋〕 ↔ 〔此所ヨリ下田万ヨリ来ル道相紋〕

- ②上田万村→下小川村→上小川村→弥富村→福田村→嘉年村→徳佐村→（野坂）

↓ *相紋〔此所ヨリ地福え行道相紋〕 ↔ 〔此所え徳佐市ヨリ来ル道相紋〕

- ③徳佐村→地福村→【国境】（佐波郡）柚木村→（都濃郡）大朝村→鹿野村→金峰村→須万村→（玖珂郡）野谷村→広瀬村→中ノ瀬村→苅谷村→本郷村→秋掛村→（亀尾川）

↓ *相紋〔此所ヨリ赤村へ行道相紋〕 ↔ 〔山代本郷ヨリ来ル道相紋〕

- ④本郷村→阿賀村→下畑村→生見村→志部前村→藤谷村→多田村→関戸村→小瀬村→（安芸国境）

↓ *相紋〔此所ヨリ岩国え行道相紋〕 ↔ 〔此所え関戸ヨリ之道相紋〕

- ⑤関戸村→岩国村→御庄村→柱野村→河内村→玖珂本郷村→槌杜村→（熊毛郡）高水村→呼坂村→勝間村→小周防村→（徳山領）河内村→（都濃郡）切山村→河内村→山田村→末武村→久米村→（徳山領）遠石村→野上村→富田村→福川村→矢地村→戸田村→（佐波郡）雷海村→牟礼村→佐波令→三田尻村→佐波令→大崎村→（植松村）→大崎村→小俣村

↓ *相紋〔此所ヨリ小俣え行道合紋〕 ↔ 〔此所え大橋ヨリ来ル合紋〕

- ⑥（吉敷郡）小俣村→鑄銭司村→小郡村→賀川村→【国境】（厚狭郡）山中村→車地村→木田村→吉見村→船木村→鴨庄→末益村→山ノ井村→土生村ノ内福田村→吉田村→肥田村→（長府領）小月村→清末村→山田村→宇部村→長府→前田村→赤間関→幡生村

↓ *相紋〔此所ヨリ幡生え行道合紋〕 ↔ 〔此所え赤間関ヨリ来ル合紋〕

- ⑦幡生村→堀田村→綾羅木村→富任村→安岡村→福江村→吉見村→黒井村→吉永村→川棚村→宇賀村→（長府領）神田村→滝部村→阿川村→（長府領）栗野村→（大津郡）井上村→河原村→新別名村→久留村→日置村→深川村→瀬戸崎→三隅村→（阿武郡）三見村→山田村→椿西分→川島庄

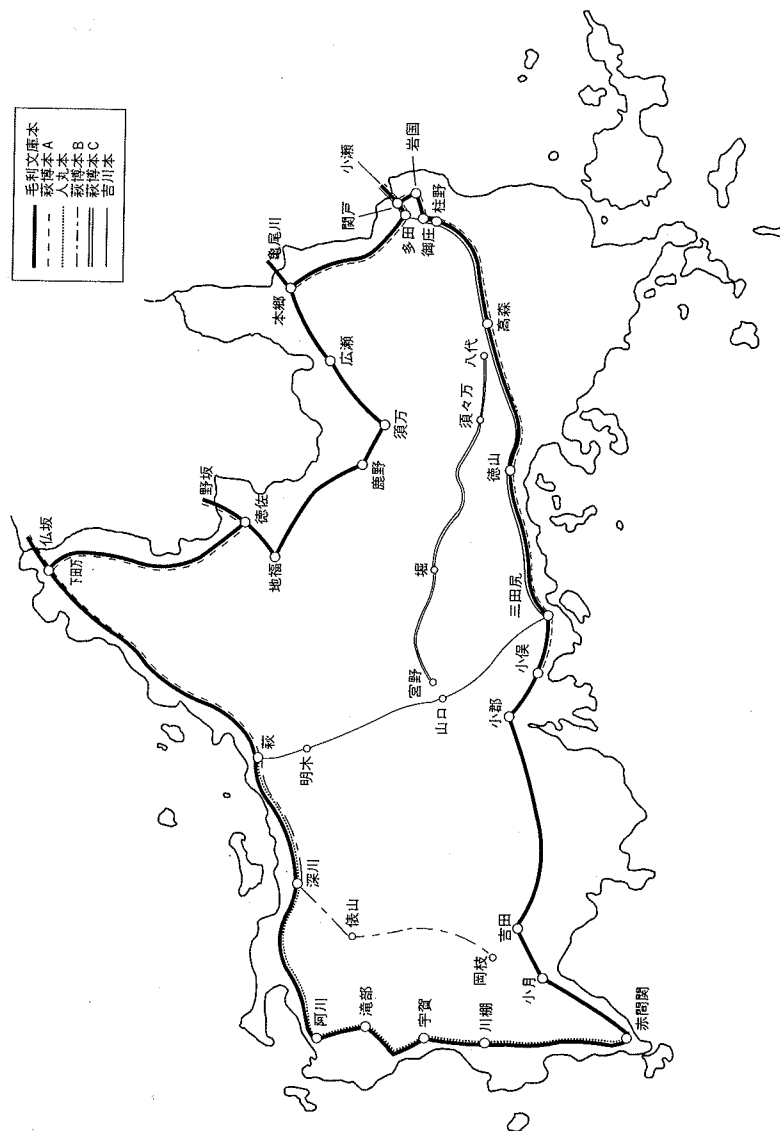


図15 諸本のルート図

表3 凡例記載項目比較表

※網掛けは記載有を示す。

項 目	資料名	毛利文庫本 (『御国廻御行程記』)						萩博本A 巻3	萩博本B
		巻1	巻2	巻3	巻4	巻5	巻6	巻7	
旧記いろは合紋									
御本陣									
郡									
本村									
小村									
小名町名									
二冊目合紋									
東西									
寺									
本宮									
小宮									
御腰掛茶屋御駕籠立									
御高札									
山札鉄砲札春定札									
番所									
市恵美須									
百姓屋町屋									
蔵									
一里山									
道間数ノ印									
村境									
山ノ名									
城山ノ名									
石州領ノ塚									
道									
川									
山									
田畠									
石州ノ山									
枝郷									
堂庵									
口屋									
御国ノ山									
徳山領石高家数									
郡塚									
阿国境									
郡境									
芸州ノ山									
安芸川境									
岩園領石高家数									
枝村									
国境									
豊前国									
豊前国山									
清末領石高家数									
長府領石高家数									
筑前国									
宰判境									
長府領境									
棚別之相紋									
御蔵入率才判分ケ									
御三家領分ケ									
御蔵入石高									
岩園石高									
徳山領石高									
清末領石高									
長府領石高									
下田万より上田万え行道合紋									
徳佐より地備え行道合紋									
山代本郷より阿賀村え行道合紋									
関戸より岩園え行道合紋									
大崎より小俣え行道合紋									
赤間関より幡生え行道合紋									

「御国廻御行程記」とその異本について (山田)

七七

2 萩博本B (川島庄～岡枝村)

(阿武郡) 河島庄→椿西分→山田村→三見村→(大津郡) 三隅村→深川村→俵山村→地吉村→(長府領) 大河内村→(豊浦郡) 殿敷村→(長府領) 檜原村→(豊浦郡) 殿敷村→(長府領) 西市→本郷村→本郷村ノ内中村→本郷村ノ内手洗→城戸村ノ内西長野→城戸村→岡枝村ノ内西中山

3 萩博本C (八代村～宮野村)

(檜余地村境) →(熊毛郡) 八代村→(都濃郡) 中須村→須々万村→長穂村→(徳山領) 大道理村→(徳山領) 川上村→(佐波郡) 埴畑村→米光村→上村→島地村→山畑村→堀村→庄方村→引谷村→(吉敷郡) 仁保村→宮野村

4 吉川本 (明木村～小瀬村)

〔上巻〕

…欠…(阿武郡) 明木村(根迫木橋・鉦切埤)→佐々並村→【国境】(吉敷郡) 宇野令村→御堀村→矢田村→小鯖村→(佐波郡) 右田村→西佐波令→三田尻村

〔下巻〕

…欠…(都濃郡) 戸田村→矢地村→福川村→富田村→野上村徳山→遠石村→久米村→末武村→山田村→河内村→切山村→(熊毛郡) 小周防村→勝間村→呼坂村→高水村→(玖珂郡) 梶杜村→玖珂本郷村→河内村→柱野村→御庄村→多田村→関戸村→小瀬村→(安芸国境)

「御国廻御行程記」とその異本について (山田)

七六

表4-2 萩博本C（八代村～宮野村）にみる相紋・注記一覧

相紋	村名	注記
る	須万村	都濃郡遠石ヨリ同郡須万ノ宮ノ原迄ノ行程記之内須万若山ノるの字え合
を	須万村	都濃郡遠石村ヨリ同郡須万ノ宮ノ原迄之行程記之内徳山須々万境杉ヶ峠ノをの字え合
わ	大道理村	都濃郡富田浦山ヨリ石見境小峯峠迄之行程記之内大道理中村之わの字え合
か	大道理村	都濃郡富田浦山ヨリ石見境小峯峠迄之行程記之内大道理ノ中村大峠ノかの字え合
よ	米光村	都濃郡富田市ヨリ米光迄之行程記之内米光大谷尻之よの字え合
は	米光村	都濃郡矢地ヨリ石見境川上峠迄之行程記之内米光平木ノはの字えも合
ろ	米光村	都濃郡矢地ヨリ石見境川上峠迄之行程記之内米光平木ノろの字え合
に	山畑村	都濃郡鹿野郷ノ川ヨリ佐波郡右田迄之行程記之内山畑之大野にノ字え合
ほ	堀村	都濃郡矢地ヨリ石見境川上峠迄之行程記之内堀村いもうのほの字え合并ニ都濃郡鹿野郷ノ川ヨリ佐波郡右田市迄之行程記之内堀村いもうのほの字えも合
へ	堀村	都濃郡矢地ヨリ石見境川上峠迄之行程記之内堀村関ノへの字え合、并都濃郡鹿野郷ノ川ヨリ佐波郡右田市迄之行程記之内堀村関ノへの字えも合
た	伊賀地村	都濃郡鹿野郷ノ川ヨリ佐波郡右田市迄ノ行程記之内庄方ニて二ノ宮ノたの字え合
れ	仁保村	吉敷郡仁保ノ石坂ヨリ秋穂浦迄之行程記之内仁保西ノれの字え合
つ	宮野村	石見境野坂ヨリ吉敷郡小郡都市迄之行程記之内宮野龍王ノつの字え合
ね	宮野村	(注記無し)

「御国廻御行程記」とその異本について（山田）

七九

□本図の相紋注記に示された行程記 ※（ ）内は関係する相紋

- ① 遠石～須万宮ノ原 (る・を)
- ② 富田浦山～石見境小峯峠 (わ・か)
- ③ 富田市～米光 (よ)
- ④ 矢地～石見境川上峠 (は・ろ・ほ・へ)
- ⑤ 鹿野郷ノ川～右田 (に・ほ・た)
- ⑥ 仁保ノ石坂～秋穂浦 (れ)
- ⑦ 石見境野坂～小郡都市 (つ)

表4-1 萩博本B（川島庄～岡枝村）にみる相紋・注記一覧

相紋	村名	注記
ろ	渋木村	此ろの字相文ハ阿武郡玉江坂の沓里山を請豊浦郡地吉大井手までの行程記渋木村の小道へ逢
は	俵山村	此はの字相文ハ太寧寺峠の沓里山を請俵山村木津より赤間関迄の行程記初りへ逢
に	俵山村	此にの字相文ハ太寧寺峠の沓里山を請俵山村木津より至赤間関行程記俵山湯町へ逢
ほ	地吉村	此ほの字相文ハ石見境仏坂より赤間関ニ至る行程記玉江坂一里山を請地吉大井手迄ノ行程記え逢
へ	檜原村	此への字相文ハ山口道場門前より豊浦郡神田村肥中迄の行程記殿敷村の此への字へ逢、此所より檜原長正寺西市までハ山口より肥中に至行程記にも有之
と	殿敷村	此との字相文ハ山口道場門前より豊浦郡神田村肥中迄の行程記西市の此との字へあふ
ち	城戸村ノ内江良村	此ちの字相文ハ城戸村之内西長野ニ有之一里山より一ノ俣の嶋迄の行程記のちの字えあふ

□本図の相紋注記に示された行程記 ※（ ）内は関係する相紋

- ① 玉江坂一里山～地吉大井手 (ろ・ほ)
- ② 太寧寺峠一里山～俵山村木津～赤間関 (は・に)
- ③ 山口道場門前～神田村肥中 (へ・と)
- ④ 城戸村西長野一里山～一ノ俣嶋 (ち)

「御国廻御行程記」とその異本について（山田）

七八